

仁木町定住促進新築住宅取得助成金 申請手順（新築住宅）

申請者

仁木町

事前相談

申請を希望する方は事前相談してください。

着工後の場合、
交付不可なので
注意！！

計画書の提出

提出書類

- ・新築住宅取得等計画書（別記様式第1号）
- ・入居予定者全員の住民票
- ・位置図、平面図及び立面図
- ・工事請負契約書（写）
- ・その他町長が必要と認める書類
（合併処理浄化槽の設置をする場合に限り、浄化槽の見積書（写））

赤 ■ …町の様式に記入してもらうもの
青 ■ …用意してもらうもの

着工前に提出

計画書の受理・審査

計画書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

着工

住宅の着工開始

計画確認通知

新築住宅取得に係る計画の適否を申請者へ通知

完成

住宅完成

交付申請書の提出

提出書類

- ・交付申請書（別記様式第3号）
- ・誓約書（別記様式第4号）
- ・世帯全員の市町村税の滞納のない証明書
※申請する年の前年1月1日時点で仁木町に住民票がない人に限る
- ・入居者全員の住民票
- ・土地及び家屋の全部事項証明書
- ・助成対象住宅の写真
（外観写真、玄関、便所、台所、浴室及び居室がわかる写真）
- ・領収書等支出したことがわかる書類の写し
- ・検査済証又はそれに代わる証明書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

赤 ■ …町の様式に記入してもらうもの
緑 ■ …移住者がいる場合提出してもらうもの
青 ■ …用意してもらうもの
紫 ■ …該当する場合提出してもらうもの

助成対象期間内であって、
助成対象住宅の表題登記
後1年以内に提出

交付申請書の受理・審査

交付申請書が提出され次第、随時、書類の審査を行う。

交付決定通知

助成金の交付が決定後、申請者へ通知

事業完了

助成事業が終了となります。

補助金の入金

交付決定通知後に入金処理

お問い合わせ先：仁木町役場企画課未来創生係

TEL：0135-32-3953

E-mail：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp